
「証券市場基盤整備基金」の設置及び抛却等について

日証協 平 18. 1. 17

本協会では、平成 17 年 12 月 8 日に東京証券取引所において発生したジェイコム株式の大量の誤発注問題について、投資家の証券会社・証券市場に対する信頼を確保・向上させるべく、すでに株式の誤発注防止や誤発注後の対応などの具体的な再発防止策の検討を開始したところであるが、同 18 年 1 月 17 日開催の証券戦略会議において、会員証券会社の自主的なジェイコム株式の利益の返上・抛却について、理事会決議「『証券市場基盤整備基金』の設置について」を定め、本協会に「証券市場基盤整備基金」を設置するとともに、会員各社に同基金への抛却につき検討方の要請を行う等の措置を講ずることとした。

本理事会決議は、平成 18 年 1 月 17 日から施行する。

会員各社への検討方の要請（会員通知）及び「理事会決議」の全文は、それぞれ以下のとおりである。

日証協（企）17 第 106 号
平成 18 年 1 月 17 日

会 員 代 表 者 殿

日 本 証 券 業 協 会
会 長 越 田 弘 志

「証券市場基盤整備基金」の設置及び拠出等について

本協会では、平成 17 年 12 月 20 日開催の証券戦略会議において、別添「ジェイコム株式の大量の誤発注問題に関する本協会の対応について」を定め、会員証券会社による自主的なジェイコム株式の利益の返上・拠出の問題については、早急に、拠出先及び拠出金の使途等の拠出スキームを検討することとしておりましたが、今般、関係の会員証券会社等の意見を踏まえ、本日開催の証券戦略会議において、拠出スキームとして、「証券市場基盤整備基金の設置について」（理事会決議）を定め、本協会に同基金を設置いたしました。

会員証券会社におかれては、証券市場基盤整備基金（以下「証券市場整備基金」という。）への拠出は自主的に御判断いただくものではありませんが、上記の本協会の対応及び証券市場整備基金の設置が投資家の信頼の確保・向上と証券市場の活性化を目的とするものであること等を踏まえ、同基金への拠出につき御検討方よろしく願いいたします。

会員各社において御検討いただいた結果、証券市場整備基金へ拠出される会員にあっては、下記 1 により、本協会に、その旨をお申し出くださるようお願いいたします。

なお、本協会では、上記の証券市場整備基金への拠出の状況につきましては、諸般の情勢に鑑み、2 月の証券戦略会議に報告のうえ、下記 2 により公表することとしておりますので、御承知おき願います。

記

1. 証券市場整備基金への拠出の申出

- ① 申出方法 別紙 2 によりお申し出ください。……（省略）
- ② 申 出 先 本協会企画本部企画部（担当：小柳、島村、笛木）
- ③ 申出期間 平成 18 年 2 月 1 日（水）から 2 月 10 日（金）まで

なお、具体的な拠出方法等につきましては、次のような税務上の取扱い、会員各社の資金負担の問題がありますことから、本協会において、今後具体的に、証券市場整備基金から事業資金に充てようとする際に、今回の拠出の申出に基づいて、拠出金の拠出依頼を行うこととしております。

(注) 税務上の取扱い

証券市場整備基金への拠出金の税務上の取扱いについては、証券会社は、拠出した時点では前払費用とし、その後、本協会が、証券市場整備基金から現実に事業資金を支出した場合に、その費途に応じて、支出時に又は繰延資産として償却期間にわたって損金算入することができるかどうかについて、現在、国税庁に照会しております。回答が得られ次第、改めて御通知いたします。

2. 本協会による公表

- ① 公表内容 拠出の申出があった会員証券会社の総社数、拠出申出額の総額及び一定額以上の拠出の申出があった会員証券会社の会社名、拠出申出額
- ② 公表時期 2月14日（火）（予定）
- ③ 公表方法 協会WANにより全会員に通知するとともに、記者クラブにおいて発表

以　上

○ 本件に関するお問い合わせ先

企画本部企画部　担当　小柳、島村、笛木（TEL：03－3667－8454）

「証券市場基盤整備基金」の設置について（理事会決議）

平成 18 年 1 月 17 日

日 本 証 券 業 協 会

（目 的）

第 1 条 この理事会決議は、証券市場において株式の誤発注及びシステム障害等が生じることにより証券市場・証券会社に対する投資家の信頼が損なわれるという事態にあることに鑑み、本協会に、証券会社及び証券取引所等において共通的に行われるシステム基盤の整備・強化のための基金を置き、支援することにより、こうした事態を未然に回避し、もって投資家の信頼の確保・向上と証券市場の活性化に資することを目的とする。

2 前項の規定により置いた基金（以下「証券市場基盤整備基金」という。）は、会員からの拠出金をもってこれに充てるものとする。

3 証券市場基盤整備基金は、本協会の他の資産と区分して管理する。

（証券市場基盤整備基金）

第 2 条 証券市場基盤整備基金は、次の各号に掲げる場合の事業資金に充てるものでなければならない。

- 1 会員及び証券取引所におけるオペレーショナル・リスクの回避及び大規模なシステム障害の未然防止のための基盤の整備
- 2 会員及び証券取引所その他証券関係機関における大規模災害等発生時の事業継続性確保のための基盤の整備
- 3 その他証券戦略会議が証券市場の基盤整備のために必要と認める場合
- 4 前 3 号に掲げる基盤整備及び基盤整備に必要な法制上又は関係規則上の措置その他の措置に関する調査研究

（証券戦略会議による議決）

第 3 条 本協会は、証券戦略会議の議決を経て、証券市場基盤整備基金を、前条各号に掲げる場合の事業資金に充てることができる。

2 証券戦略会議議長は、証券戦略会議において、前項の決定をする場合には、あらかじめ、運営審議会（次条に定める「運営審議会」をいう。）に諮問することとする。

(審議会の設置等)

第4条 本協会は、証券市場基盤整備基金に関する重要事項（次項において「重要事項」という。）を審議する機関として、運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、重要事項について、証券戦略会議の諮問に応じ又は証券戦略会議に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第5条 審議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 審議会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

3 委員は、第1条第2項の拠出金の拠出申出があった会員の会員代表者又はこれに準ずる者、証券戦略会議会員委員及び証券戦略会議に委任された業務の執行責任者のうちから、会長が任命する。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 この理事会決議に規定する事項のほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が、審議会に諮って定める。

付 則

この理事会決議は、平成18年1月17日から施行する。